

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 福祉作文・ポスターコンクール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉作文・ポスターコンクールを実施することにより、明日を担う児童・生徒が、日常生活の中で福祉について考え、気付きを通して「優しさや豊かな心を育むこと」を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。ただし、村内各小学校及び中学校との協力により事業を実施するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、村内の小学生及び中学生とする。

(実施内容)

第4条 この事業は、次に掲げる内容をもって実施する。

- (1) 日常生活やボランティア活動などの体験から「福祉」について考えたことをテーマにした「作文」の募集及び表彰。ただし、B4版の400字詰原稿用紙（縦書き）を用い、原則4枚以内とする。
- (2) 日常生活やボランティア活動などの体験から「福祉」について考えたことをテーマにした「ポスター」の募集及び表彰。ただし、画用紙四つ切り（54cm×38cm）で社会福祉を表す標語を入れるものとする。

(入選作品の選抜)

第5条 村内各小学校及び中学校を通じ応募された作品を対象に、本会事務局において入選作品を選抜する。

(表彰区分)

第6条 前条に規定する入選作品の中から、次に掲げる表彰区分により各賞を決定する。

- (1) 小学生低学年の部（小学校1～3年生）最優秀賞・優秀賞・佳作 若干名
- (2) 小学校高学年の部（小学校4～6年生）最優秀賞・優秀賞・佳作 若干名
- (3) 中学生の部（中学校1～3年生）最優秀賞・優秀賞・佳作 若干名

2 前項に規定する各賞は本会正副会長会議において決定するものとする。

(表彰及び記念品)

第7条 入選作品の表彰は原則として本会が開催する行事において行う。

- 2 前項の表彰に併せて第6条に規定する各賞の副賞として、記念品を贈ることができる。また、作品応募者全員に参加賞として、記念品を贈ることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。